2023年8月10日 こども家庭審議会基本政策部会(第6回)提出意見

北海道大学教育学研究院 松本伊智朗

第6回基本政策部会で予定される議題について、以下提案する。

- 1 「こどもまんなか」の実現に向けた EBPM について
- (1)「子ども・若者の権利」を政策評価の中心軸にすることを明記すること。
 - ・「子ども・若者の権利」の実現を大綱の基本理念とするならば、政策の事前、事後 評価の中心軸もこの点に置くべき。
 - ・関連して、「基本的な方針」に「こども・若者の権利保障」を明記する(この点は 第5回基本政策部会松本提出意見(1-(1))参照)。
 - ・「子ども・若者の権利」を中心軸とした評価のあり方について、部会として検討の 機会を持つこと。あわせて継続的な検討の必要について大綱に記載すること。
- (2) 政策評価にあたっては、広く(こども、若者を含む)一般、関係団体からのヒアリング、意見書の提出等の機会を確保することを明記すること。
- (3)子どもの権利擁護に関する第三者機関を設置し(第 5 回基本政策部会松本提出意見(2-1))、これに政策評価の機能を持たせ、基本政策部会における評価と併せて総合的、多面的な政策評価の体制を構築することを記載すること。
- (4) 政府データの見直しを行うこと。例えば、貧困に関する公的データは「貧困率」に限定されており、貧困の深さ(貧困ギャップ)、剥奪の視点からのデータ、パネル調査によるデータ等を欠いている。また、社会的養護・こども虐待に関するデータでは、家族の社会経済的状況(所得、職業等)が欠落し、予後の観点から施策を評価するデータが継続的に取られている状況ではない。あわせて見直しを行う方法、主体について記載すること。
- 2 こども・若者の参画・意見反映について
- (1)子どもの権利擁護に関する第三者機関を設置し(上記1-(3))、こども・若者の参画・意見反映の一つの回路とすると同時に、適切な参画・意見反映の方法がとられているかを評価する機能を持たせることを記載すること。

(2) こども・若者の参画・意見反映を推進するにあたって、最も避けるべきは形式的なものにとどまり、「アリバイ作り」に使われることである。この危惧を大綱および実施上の「ガイドライン」等に率直に記載、あわせて参画・意見反映の方法を継続的に検討すること、そのために参加・意見反映の経験を蓄積していくこと、大人、社会の側が「聞く、応答する文化」を涵養することが重要であることを記載すること。

3 施策の推進体制等について

「数値目標と指標の設定」に関して、関係各部会(こども家庭審議会における)の役割 および、関係団体、専門研究者、こども・若者、子育て当時者からの意見反映の回路につ いて明示すること。

4 「こども・若者、子育て家庭等から意見を聞く取り組み」「今後の進め方等」について「⑧経済界、労働界に対するヒアリング」に加えて、関係する団体(専門職団体、NPOを含む)もヒアリング対象にいれるべきではないか。また、意見書の提出を受け付け、委員会資料として共有すべきではないか。

以上